

## 利 用 料 金 表 (令和4年4月1日現在)

### 1. 訪問看護基本療養費（Ⅰ）

訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者の場合、同一日に2人）

保健師、助産師又は看護師による場合

（1）週3日目まで 5,550円 （2）週4日目以降 6,550円

准看護師による場合

（1）週3日目まで 5,050円 （2）週4日目以降 6,050円

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

（1）週3日目まで 5,550円 （2）週4日目以降 5,550円

### ②訪問看護管理療養費

（1）月の初日の訪問の場合 7,440円 （2）月の2日目以降の訪問の場合 2,980円

【1月あたりの訪問看護療養費】（単位：円）

	月の初日	2日目以降	週4回目以降
① 訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
（保健師、助産師又は看護師）	5,550円	5,550円	6,550円
（准看護師）	5,050円	5,050円	6,050円
（理学療法士等）	5,550円	5,550円	5,550円
② 訪問看護管理療養費	7,440円	3,000円	3,000円
③ 24時間対応体制加算	6,400円（月1回）		
（24時間の対応体制にある場合、利用者又は家族様の同意を得た場合に算定）			

（保健師、助産師又は看護師）

	月の初日	2日目以降	週4日目以降
3割負担の方	5,817円	2,565円	2,865円
2割負担の方	3,878円	1,710円	1,910円
1割負担の方	1,939円	855円	955円

（准看護師）

	月の初日	2日目以降	週4日目以降
3割負担の方	5,667円	2,415円	2,715円
2割負担の方	3,778円	1,610円	1,810円
1割負担の方	1,889円	805円	905円

（理学療法士、作業療法士又は作業療法士）

	月の初日	2日目以降	週4日目以降
3割負担の方	5,817円	2,565円	2,565円
2割負担の方	3,878円	1,710円	1,710円
1割負担の方	1,939円	855円	855円



## 2. 訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者の場合、同一日に3人以上）

### ①訪問看護基本療養費（Ⅱ）

保健師、助産師又は看護師による場合

（1）週3日目まで 2,780円 （2）週4日目以降 3,280円

准看護師による場合

（1）週3日目まで 2,530円 （2）週4日目以降 3,030円

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

（1）週3日目まで 2,780円 （2）週4日目以降 3,280円

### ②訪問看護管理療養費

（1）月の初日の訪問の場合 7,440円 （2）月の2日目以降の訪問の場合 2,980円

【1月あたりの訪問看護療養費】（単位：円）

	月の初日	2日目以降	週4回目以降
① 訪問看護基本療養費（Ⅱ）			
（保健師、助産師又は看護師）	2,780円	2,780円	3,280円
（准看護師）	2,530円	2,530円	3,030円
（理学療法士等）	2,780円	2,780円	2,780円
② 訪問看護管理療養費	7,440円	3,000円	3,000円
③ 24時間対応体制加算	6,400円		
	（24時間の対応体制にある場合、利用者又は家族様の同意を得た場合に算定）（月1回）		

（保健師、助産師又は看護師）

	月の初日	2日目以降	週4日目以降
3割負担の方	4,986円	1,734円	1,884円
2割負担の方	3,324円	1,156円	1,256円
1割負担の方	1,662円	578円	628円

（准看護師）

	月の初日	2日目以降	週4日目以降
3割負担の方	4,911円	1,659円	1,809円
2割負担の方	3,274円	1,106円	1,206円
1割負担の方	1,637円	553円	603円

（理学療法士、作業療法士又は作業療法士）

	月の初日	2日目以降	週4日目以降
3割負担の方	4,986円	1,734円	1,734円
2割負担の方	3,324円	1,156円	1,156円
1割負担の方	1,662円	578円	578円

## 3. 訪問看護基本療養費（Ⅲ）（外泊時）

訪問看護基本療養費（Ⅲ） 8,500円 \*訪問看護管理療養費は非加算

在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり入院中1回に限り（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については2回）算定する

#### 4. その他、利用者様の自己負担となる費用について

- ・交通費（ステーションから1kmあたり33円）＝訪問の回数ごとに発生
- ・時間延長（2,200円/30分）＝訪問時間が2時間を超えた場合に発生  
\*1回の訪問時間は30分～1時間半が標準
- ・営業時間外 5,500円/1日 ＝ 休日（日曜・年末年始）の訪問
- ・エンゼルケア（11,000円）＝ご自宅で亡くなった時のお清めのケアを行います
- ・保険対象外（10割相当）  
＝週4日を越える訪問看護が医療保険で認められている疾患等以外で、週3日以上訪問看護等が生じた場合

#### 5. 利用者の状態や指導・援助等により加算されるもの

特別管理加算（月1回）※	重症度の高いもの 5,000円 それ以外のもの 2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1※	25,000円 （在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者、ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）
訪問看護ターミナルケア療養費2※	10,000円 （特別養護老人ホーム等で死亡した利用者、ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等で死亡した場合も含み、看取り加算等を算定している利用者に限る）
長時間訪問看護加算 （1回の訪問が90分以上の場合）	5,200円（週1回） *15歳未満の超重症児または準重症児 15歳未満の小児で特別管理加算の対象者への訪問については週3回まで
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18～22時）、早朝（6～8時）に訪問 2,100円  深夜（22～6時）に訪問 4,200円
乳幼児加算（1日につき） 6歳未満の乳幼児に対して訪問した場合	1,500円
複数名訪問看護加算 （看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士等と同時に訪問看護を行う場合）	イ 看護師等 （1）同一建物内1人又は2人 4,500円 （2）同一建物内3人以上 4,000円  ロ 准看護師 （1）同一建物内1人又は2人 3,800円 （2）同一建物内3人以上 3,400円  ハ 看護補助者（二以外） （1）同一建物内1人又は2人 3,000円 （2）同一建物内3人以上 2,700円  ニ 看護補助者* （1）1日に1回の場合 ①同一建物内1人又は2人 3,000円 ②同一建物内3人以上 2,700円



<p>複数名訪問看護加算※  *厚生労働大臣が定める場合  厚生労働大臣等の定める疾病等の者  特別管理加算の対象の者  特別訪問看護指示書を受けている者</p>	<p>(2) 1日に2回の場合  ①同一建物内1人又は2人 6,000円  ②同一建物内3人以上 5,400円</p> <p>(3) 1日に3回以上の場合  ①同一建物内1人又は2人 10,000円  ②同一建物内3人以上 9,000円</p>
<p>難病等複数回訪問看護加算  (厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示期間中の利用者)</p>	<p>イ 1日に2回の場合  (1) 同一建物内1人又は2人 4,500円  (2) 同一建物内3人以上 4,000円</p> <p>ロ 1日に3回以上の場合  (1) 同一建物内1人又は2人 8,000円  (2) 同一建物内3人以上 7,200円</p>
<p>退院時共同指導加算  (入院(所)中に療養上の指導)</p>	<p>8,000円</p>
<p>特別管理指導加算  (特別な管理が必要な者について指導を行った場合に、11)に追加して加算)</p>	<p>2,000円</p>
<p>退院支援指導加算  (退院日に在宅で療養上の指導)</p>	<p>6,000円</p> <p>*長時間の訪問を要する利用者様について、長時間にわたる療養上必要な指導をおこなったときには8400円を加算</p>
<p>緊急訪問看護加算(在療診医師の指示による臨時訪問)(日1回)</p>	<p>2,650円</p>
<p>在宅患者連携指導加算  (医療機関関係者の情報交換と指導)(月1回)</p>	<p>3,000円</p>
<p>在宅患者緊急時等カンファレンス加算  (月2回)</p>	<p>2,000円</p>
<p>看護・看護職員連携強化加算  (喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合)(月1回)</p>	<p>2,500円</p>
<p>訪問看護情報提供療養費  (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様について、市区町村、義務教育諸学校等からの求めに応じて、保険医療機関等のいずれかに情報を提供した場合)  (月1回)  *訪問看護情報提供療養費1については18歳未満の児童も対象者に含まれる  *訪問看護情報提供療養費2については18歳未満の利用者について各年度1回に限り(入学、入園、転校、転園等の月は別に1回)算定</p>	<p>訪問看護情報提供療養費1  (市町村、指定特定相談支援事業者及び指定障害相談支援事業者)  1.500円</p> <p>訪問看護情報提供療養費2  (保育所、幼稚園、義務教育諸学校、高等学校等)  1.500円</p> <p>訪問看護情報提供療養費3(保険医療機関等)  1.500円</p>

※特別管理加算の対象の方

重症度の高いもの：在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレを使用している状態にある者、留置カテーテルを使用している状態にある者

それ以外のもの：在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛患者指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態

人工肛門・人工膀胱設置している状態

真皮を超える褥瘡の状態

①NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度

②DESIGN-R 分類 D3,D4 または D5

在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定

※訪問看護ターミナルケア療養費の対象の方

主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前1 4以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定

※複数名訪問看護加算の対象の方

厚生労働大臣等の定める疾病等の者

特別管理加算の対象の者

特別訪問看護指示書を受けている者

暴力行為・著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護補助者の場合）

その他利用者の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる者（看護補助者の場合）

※身障手帳をお持ちの方、特定疾病の認定の方、負担金や負担金の上限額に違いがありますのでご確認ください。

※確定申告時、医療費控除の対象になりますので、領収書は大切に保管してください。

※訪問看護指示書料について訪問看護実施する場合は、主治医が発行する『訪問看護指示書』『特別訪問看護指示書』が必要です。指示書発行があった場合は主治医の医療機関よりその自己負担分が請求されることをご了承ください。

